

給実甲第1392号

令和8年4月1日

人事院事務総長

給実甲第434号の一部改正について（通知）

給実甲第434号（住居手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
規則第4条関係 1 第1項の「 <u>満18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅」は、当該子が居住している住宅であつて、当該子の生活の本拠となつて <u>いるもの</u> に限る	規則第4条関係 1 「 <u>満18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅」は、当該子が居住している住宅であつて、当該子の生活の本拠となつて <u>いるもの</u> に限るものと

ものとする。

- 2 第1項に規定する職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する人事院規則9—89（単身赴任手当）第5条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、単身赴任手当の支給要件に係る子が職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該一親等の血族又は姻族である者と同居し、職員がその家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り第1項に規定する職員に含まれるものとする。
- 3 2に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する単身赴

する。

- 2 この条に規定する職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する人事院規則9—89（単身赴任手当）第5条第2項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、単身赴任手当の支給要件に係る子が職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該一親等の血族又は姻族である者と同居し、職員がその家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限りこの条に規定する職員に含まれるものとする。
- 3 2に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する単身赴

任手当の支給要件に係る子がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、第1項に規定する職員たる要件を具備している職員には該当しない。

4 第1項に規定する家賃は、給与法第11条の10関係の3に定めるところと同様とする。

5 第1項の「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎並びに規則第3条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）とする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、派遣法第

任手当の支給要件に係る子がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条に規定する職員たる要件を具備している職員には該当しない。

4 この条に規定する家賃は、給与法第11条の10関係の3に定めるところと同様とする。

5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎並びに規則第3条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）とする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、派遣法第2条第1項

2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあっては当該復帰又は復職。以下同じ。）の直前の住居であった住宅に居住しているときは、この限りでない。

の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあっては当該復帰又は復職。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。

一 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の直前の住居であつた住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転居後の住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。二及び三において同じ。）

二・三 （略）

6 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員に対する5の三の規定の適用については、同規定中「給実甲第660号」とあるのは「在外単身赴任手当の支給に関する規則（令和8年外務省令第15号）第3条第1項第1号の規定又は給実甲第660号」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定により単身赴任手当」とあるのは「規定（同令第3条第1項第2号の規定により人事院規則9—89第5条第2項の規定の

一 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の直前の住居であつた住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転居後の住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。二及び三において同じ。）

二・三 （略）

（新設）

例による場合を含む。)により
在外単身赴任手当」とする。

以 上